

規制改革会議 第6回ネットワーク産業TF 議事録

1. 日時：平成19年11月22日（木） 10:00～11:17
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 議題：郵便のユニバーサルサービスの在り方等について総務省からのヒアリング
（フォローアップ）
 1. 総務省からの説明
 2. 質疑応答
4. 出席者：（規制改革会議）中条主査
（総務省） 郵政行政局 郵便課長 後藤 篤二
郵便行政局 国際企画室長 玉田 康人
郵便行政局 信書便事業課長 佐藤 克彦
郵便行政局 信書便事業課調査官 中野 正康

5. 議事：

○中条主査 それでは、定刻となりましたので、ネットワークTFのヒアリングを開始させていただきます。

本日は、「郵便のユニバーサルサービスの在り方等について」ということでお話を伺うわけでありますけれども、郵便を所管しておられる後藤課長さんと玉田室長さんと、それから、郵便のユニバーサルサービスを議論するということですので、信書便事業についてのお考えも一緒にお伺いするのが適切と考え、信書便事業を担当されております佐藤課長さんと中野調査官にも御足労いただいております。お忙しい中、日程調整をいただいております。ありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

○後藤課長 では、いただいているものの順番に従って御説明をさせていただきたいと思っております。

ユニバーサルサービスの定義についてということでございますけれども、非常に難しい御質問なのでありますけれども、必ずしも明解な定義というのはないというわけでありまして、郵便のユニバーサルサービスということにつきましては、前回こちらに参りましたときにも申し上げたと思っておりますけれども、郵便法の目的として、郵便法の1条に掲げられております、郵便料金の役務をなるべく安い料金で、あまねく公平に提供するということが我が国の郵便のユニバーサルサービスの基本的な要素と申しますか、概念であると考えているところでございます。

その中身というのは、郵便法に規定する郵便の役務ということになるかと思っております。ところでございまして、2番でいただいている質問と非常に関わるわけですが、理由というのは、まさに歴史的な経緯の中で、郵便の役務として提供されてきたものがこの

範囲になっているということ以上に、具体的な、あるいは政策的な説明というのはこの場ではなかなかしづらいものがあるというのが正直なところでございます。

それから、民営化法の審議の際に、この範囲について、具体的には小包事業が郵便法の世界から外れて、ユニバーサルサービスの対象から外に出ていったわけでありますけれども、これについてどのような議論がなされたのかということにつきましては、私どもとして必ずしも詳細を承知しているわけではありません。国会の御議論の中では、小包郵便物を本当に外して大丈夫なのかといったような議論があったということは承知しておりますけれども、言い訳にもなりますけれども、民営化法関係の法案の立案あるいは国会対応というのは、主体的には民営化推進室の方が対応されていたということもありまして、間接的に承知している限りでは、そういう議論があったということでもございまして、また、参議院の方だったと思いますけれども、関係法令の議決の際に、郵便サービスが確実に提供されるようなサービス水準の維持、あるいはネットワーク水準の維持といったことについての附帯決議がなされているということが特に注意されるべきことなのかなと考えているところでございます。

それから、ユニバーサルサービスの範囲の見直しに当たって郵便法等の改正ということがございます。政治、経済、社会情勢ということを教示せよということでありますけれども、法改正、基本的に立法府の方で御判断いただくべきことでありまして、私どもとしてとやかく言う筋合いのものではないわけですが、ただ、以前から私どもとしてこの分野の行政に携わっている者として申し上げられることがあるとすれば、10月1日の民営化から非常に間もない今の段階では、むしろ民営化の実が上がるように、民営分社化された各社というものをきちんと見ていくということがあるのではないかと思います。また、新しい経営の自由度という動的効率的なものを追求するために、いろいろな試みがなされつつあるわけですが、そうしたものがいかに発揮されていくのかということもきちんと見ていくこと、さらに、国会等で附帯決議をいただいているサービス水準というのがきちんと維持されていくということを見ていくということが、目下の政策上一番のプライオリティ事項であると思っておりますので、中長期的な見地からの法改正というものにはなかなか難しい時期であるという実感は個人的には持っているところでございます。

それから、5番目でいただいております、前回、十分な御説明ができなかった交通困難地に対する留置期間等々の問題でありますけれども、いただいた紙によりますと、国土交通省あるいは民間事業者の話として、配達をされているということでありますけれども、配達の迅速性という観点について、ユニバーサルサービスの水準は必ずしも十分にその使命を果たしていないのではないのかという御指摘ではありますけれども、配達の迅速性だけでユニバーサルサービスの水準を図るということではないのだらうと思っております、郵便のユニバーサルサービスとしての郵便のサービス水準というものに対しては、これからも国としてきちんと国民・利用者の方々がどういうものを求めていって、それに事業者

が、特に郵便事業株式会社が応え得ているのかということについてウォッチしていくことは必要であると思っておりますし、そういう点でこれからも努力していきたいと思っておりますけれども、現時点において、民間のいわゆる宅配事業者とサービス水準の比較ということについては、具体的にしておりませんので、ここについては明解なコメントは難しいというのが正直なところでございます。

次は、リザーブドエリアの関係でございまして、当省で以前やっておりましたリザーブドエリア研究会の報告書の中で、内部補助方式というものがあるということで、なぜこれが妥当なのかという理由についてでございますけれども、近代郵便制度というべきなんでしょうか、ユニバーサルサービスの確保策として、留保分野方式というのが伝統的に採用されてきているわけでありましてけれども、これが郵便分野の事業特性として、都市部の大口差し出しといった利益率が非常に高い分野に限ったクリームスキミング参入が容易である、可能であるということが事業特性としてあると思うんですけれども、こうした参入によって、過疎地におけるサービスの提供に支障を来すということを避ける必要がある。そういうことを目的として留保分野方式というのが伝統的にとられてきたのだらうと私どもとしては理解しているところでございます。

郵便の定義といいますか、基本的な要素でありますポスト投函制というものによる差し出しを維持する、可能とするために、郵便料金の切手別納制度ということと、料金額の全国均一制度というのは不可欠なものと考えておりまして、これを実現するために、歴史的に単一の事業者が全国一括に役務を提供するという仕組みがとられてきたのだらうと考えているところでございます。

我が国の郵便のユニバーサルサービスの確保策と申しますのは、郵便法の第4条におきまして、郵便事業会社以外の者が、民間の事業者が事業として信書を送達することを禁止しておりまして、その例外として民間事業者による信書の送達に関する法律によりまして、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障が生じないように、一般信書便の役務につきましての全国提供、あるいは特定の高付加価値サービスに限定しての役務提供、いずれかの条件を付してこれを認める。民間事業者が信書の送達をするということを経営者として認めるということによって、ユニバーサルサービスの確保と競争による利用者利便の向上の両立をねらっているということでございます。

○中条主査 何と何を両立させると。

○後藤課長 今の私ども郵便法においては、郵便事業株式会社以外の者が信書を送達することは禁止した上で、民間事業者による信書の送達に関する法律というものを別につくっておきまして、それによる参入というものを認めているということでありまして、このやり方というのは、一般信書便役務の全国提供、あるいは特定の高付加価値サービスに限定しての役務提供という形ではあるのですけれども、ユニバーサルサービスの確保というのを郵便法の方で規定した上で、信書便法によって、事実上の競争による利用者利便の向上というものを図るという、ユニバーサルサービスと競争というものの両立を図った仕掛け

にはなっているということを申し上げたわけでございます。

○中条主査 郵便法でもって何を規定しているとおっしゃったのですか。

○後藤課長 郵便法は、郵便事業株式会社以外の者、つまり民間の事業者が信書を送達するというのを禁止しているわけでございます。今、ごらんいただいていると思いますが、会社以外の者は、何人も郵便の業務を業とし、また、何とかを除いてやってはいけないということになっているわけございまして、ここだけ見ますと、他人の信書を媒介する事業というのはすべて禁止されている形になっているわけでありまして。

○中条主査 だって、そこには信書を禁止するとか何とかというのは何もないわけですよ。郵便の業務を業として、また会社の固有の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事、郵便の業務に従事してはならないと書いてあるだけですね。

○中野調査官 3項の方ですね。

○中条主査 他人のために信書の送達をしてはならないと。信書の送達をしてはならないですよ。

○後藤課長 はい。

○中条主査 こっちは、1項は、郵便の業務に従事してはならない、ですよ。そこはわかりましたけれども。郵便の業務をしてはならないが第1項であって、第3項は、信書の送達をしてはならない。

○随行者 第2項です。

○中条主査 何人も他人の信書の送達を業としてはならない。会社以外の者は。ここで会社というのは、郵便を……。

○後藤課長 郵便事業株式会社です。

○中条主査 郵便事業株式会社以外の者は、信書の送達をしてはならないと。そうすると、これは信書と郵便は違うということなのですね。

○後藤課長 いや、違うかどうかということではなくて、1項では、郵便の事業というものを独占しているということを書いていて、他人の信書の送達というものを業として行うのは会社以外はだめですよということを2項で書いているという書きぶりになっているということだと思います。

○中条主査 だから、郵便の定義も信書の定義もないわけでしょう。

○後藤課長 はい。信書に関しては、括弧内で一応定義をされているわけですけども、郵便に関しては、おっしゃるとおり、ございません。

○中条主査 そうすると、何も決めていない法律ということですね。

○後藤課長 一般に郵便というものが社会的に認知、認識されているので、新たに定義をこの法律の中では置いていないです。

○中条主査 多分ずっとこれまで、みんな、郵便というのはあれだねと、前島密が始めてからずっとそんなものだと日本人は思っていたと。ヨーロッパの人は郵便馬車が郵便だと思っていたと、そういうことですよ。だから、そのところが何も決まっていないから、

- 多分、こちらが質問してもお答えが来ないのだろうなど、そういうことじゃないですか。
- 後藤課長 いや、そういうことではないと思うんですけども。
- 中条主査 だって、まずは説明をしてくださいということを申し上げているわけで、あるのだったら、「こうです」と説明があるのではないですか。
- 後藤課長 あるかないかという点で言えば、あるのだと思うのですけれども、それを法令なりどこかに書き物になっているものをもとにして御説明をするというのが難しいということですよ。
- 中条主査 それでは全然説明責任にならないのじゃないですか。
- 後藤課長 歴史的に形成されてきて、国民の間に広く認知、認識されている郵便のサービスというものが存在するわけでありますから……。
- 中条主査 それがどんなものかということ、こういうものであるというふうにある程度説明していただかないと。
- 後藤課長 それは、歴史的にその範囲というのは変化してきているわけですが、現時点で申し上げれば、今の郵便法で規定している郵便の役務というのが郵便であると。
- 中条主査 クロネコメールは郵便ではないと。
- 後藤課長 ないです。
- 中条主査 そうは思わないでしょう、今の人は。ということがあるから、そちらとしてはこうなのですよということをまずは説明していただかないと、それに対して、それではおかしいですよとこちらも議論をすることができるわけですよ。郵便会社がやっているものだけが郵便であるという御説明ですか。もしそれならそれで、総務省としてはそういう見解であるということであるならば、こちらとしては、それはおかしいですねとか、そういう議論ができるわけじゃないですか。でも、まずそのところを言っていないと、その先の議論をしようがないじゃないですか。それをずっと前から御説明いただきたいということを私たちはお願いしているわけですよ。
- 後藤課長 私としては、今申し上げたつもりなんですけれども、郵便法に規定している郵便の役務というものが郵便そのものでありまして、それを今は郵便事業株式会社が独占して行うことになっていると。
- 中条主査 そうすると、やはりおっしゃることは、今、郵便会社がやっているものが郵便であるという定義ですね。
- 後藤課長 郵便というものに関してはおっしゃるとおりだと思います。信書の送達という言葉でここで表現されていることに関しては、信書便法……。
- 中条主査 信書便法がありますよね。それは、信書便法があつて、ただし、その信書便法で今のところ、一般信書便についてはだれも参加者がありませんねという状況ですね。そこにもし参加者があったとしたら、それは郵便じゃないのですよね。
- 後藤課長 郵便ではないです。
- 中条主査 そんなおかしな定義はあり得ないですよ。チョコレートはチョコレートで

しょう。森永がつくっているものがチョコレートであると言っておいて、だけど、明治が参入してきたら、それはチョコレートではないと。だけど、食べる人は皆それはチョコレートだと思いますよ。だから、この定義がおかしいのですよ。

○後藤課長 郵便に関しては、言ってみれば名称独占が行われているわけでありまして、郵便の、前回も先生からも御指摘があったと記憶しているのですけれども、なぜそれがこれまでユニバーサルサービスとして確保されてきたのかということに関して言えば、それは憲法から始まって、信書、通信の自由であるとか秘密であるとか、あるいは信書というものがコアの部分だったからであろうと。ただ、民営化前はもちろん小包という形で小口貨物というものも郵便の範囲に含まれていたわけでありますので、必ずしも信書そのものに対する保護というものがこれまでのユニバーサルサービスとしての郵便の範囲というのを規定していたわけではないのだと思うのですけれども、近代郵便制度というものが一定の基礎的な通信手段を確保するためにつくられてきたものであって、その中には、当然ながら、通信と申しながら、小口の貨物みたいなものもスコープの中に入っていたと思います。歴史的なことを申し上げているわけですが、その中で徐々にその範囲というものが改められてきているというふうに理解しているのです。

ですので、郵便という言葉、郵便というものの実質的な範囲が変化しているにもかかわらず、郵便というものに関しては、郵便事業株式会社の事業の独占というのが、あるいは郵便の称号というものは守られるということがそのまま引き継がれてきているということなのだろうというふうに思います。

○中条主査 それは歴史的な経緯としてそうだということはわかりますけれども、その定義の内容が変わってきたわけですから、それに合わせて法律は変えていくということが必要なわけで、その事情に合わないような法律のもとに議論をしてもしょうがないんじゃないですかということなんです。法律をそのまますぐに改正するとまでは言いませんけれども、実態に合った形で対応していくことが必要なのではないのでしょうかということなのです。

○後藤課長 実態とおっしゃいますのは。

○中条主査 要するに、郵便というのは、昔は私たちは郵便局がやるものが郵便であると思ってたわけです。郵便局しかやっていなかったわけだから、そう思っていたわけですね。だけど、郵便と同じ機能を持つものが出てきたわけじゃないですか。それは郵便ではないと言っているのは、実態に合わない言い方じゃないですかということなのです。それは郵便と呼ばなくてももちろんいいですよ。いいですけれども、機能として同じものであるなら、例えばユニバーサルサービスの議論をするときに、そういったものも入れて議論するのが当然であろうということです。ですから、郵便ということについては定義が変わってきたんだということをまずは認めた上で、その先から話をしていく必要があるんじゃないですかということなんです。郵便法にこだわっている必要がありますかということなのです。

○後藤課長 私ども、法律に従って仕事をしなければなりませんので、今の法律に基づいて御説明させていただいているわけでございます。

○中条主査 だけど、それでいったら話が先へ行かないのではないですかということをやっているんですよ。法律に従ってということであるならば、クロネコメールは郵便じゃないということになるわけでしょう。

○後藤課長 ですから、郵便というものに関しては、まさにこれまでも国民の認識というものもあると思いますけれども、郵便局で提供されてきた、あるいは郵便局が提供してきた、郵政省が提供してきた郵便のサービスそのものが郵便であったわけで、その定義といえますか、範囲が変化してきていると。新しいサービスが出てきたこともありますし、逆に小包みたいに減ってきたものもあるということは事実です。事実ですが、それをともかく郵便という言葉として、ユニバーサルサービスとしては何らかの規律が必要だということもあって、郵便法という特別な法律のもとで規律をしているということはあるんだと思うんです。

先生がおっしゃっておられるのは、そうは言っても、信書、郵便の中身というものが手紙を人に送るということであるならば、それは実際、あるいは小口の小さな書状を人に送るということであるならば、それは既に民間の宅配事業者がやっているではないか。あるいは信書便法なる法律ができて、信書便事業という形で提供されていることがあるではないかということであるとすれば、それは一つの共通の土俵の中でそうしたものを併せて議論するということは必要なだろうと思っております。

○中条主査 であるならば、郵便というものは、仮に郵便局がずっとやってきたものは郵便であると。同じものであっても、森永が独占でずっと認められてきて、森永がやってきたものを森永の商標登録としてチョコレートというのは森永の商標登録であると。だから、チョコレートというのは森永が出すものだけがチョコレートであると、そういうのと同じですよ。だけど、成分としてほぼ同じようなものを明治が出しているとして、それはチョコレートとは呼ばないけれども、チョコレートと同じものである。チョコレートらしきものと。これは、競争政策を議論するときにはそれも含めて議論をしますよ、そういう理解でよろしいですか。

○後藤課長 議論をする際に、双方に関わり合いがあるものであるということはもちろんそうだと思いますから。

○中条主査 単に商標登録されているということだけでしょ。

○後藤課長 単に商標が保護されている、商号というか、名称独占がなされているということだけではないと思うんですよ。郵便法という法律がまだ残っていると。民営化のいろいろなプロセスがあったにもかかわらず、それは私ども主体的にやった話ではありませんけれども、中でも郵便法という法律が残っていて、その中に今幾つかのユニバーサルサービスに関わるような規定があり、また、役務の提供とか、利用者の保護とか、あるいは特別な罰則であるとかといったものが定められているということは、少なくとも、もちろ

ん信書便事業というのは信書便事業としてまた特別な一般の運送事業とは違った規律がかかっていると思いますけれども、まだそうした政策的な必要性というものが民営化法の議論の時点であったから、全く同じものであっても、同一の規律に服すればいいという結論では、その時点ではなかったのだらうと私は思います。

○中条主査 その時点でなかったのは本当はおかしいですけれどもね。だって、郵便を民営化するのだから、要するに、簡単に言えば、今まで森永しかチョコレートをつくっていなかったのだけれども、みんなもチョコレートをつくってもいいよという、基本的に国営森永製菓が民営森永製菓になって競争していくという中であって、独占を前提とした法律のところを見直しをしていないというのは、それは本来おかしかつたはずですね。

○後藤課長 わかりませんが、それは国会でどういう御議論がなされたか、その時点、私も別のところにおりましたので、つまびらかではありませんけれども、ただ、それはそういったことも念頭に置かれて国会で御議論いただいた上で郵便法が残っているのだらうというふうに解釈すべきものではないでしょうか。

○中条主査 残っているのだらうという解釈は、私も恐らくそうだらうと思いますけれども、であるならば、それはおかしかつたのだから、これから改めていくべきじゃないですかということを申し上げている。

○後藤課長 具体的にいろいろな問題が生じてくる中で、別に不磨の大典ではございませんから、見直しをしていくべきものは見直しをしていかなければならないのだらうと思います。

○中条主査 そういうことですよ。だから、もしこれはちゃんと見直してみて、見直す必要はないというのであるならば、それは結構ですけれども、まずは見直しをする必要があるのじゃないですかということなんです。要するに、今の御説明については、多分私もそれはそうだと思いますよ。全部の法体系をきちんと対応する暇がなくて民営化をやったのか、それともあまり気がつかないで考えないでやったのか、それはわかりませんが、ともかく郵便が独占であった時代につくられていた法体系の中で、民営化と競争という中で見直さなければいけなかった部分が恐らく残っているということは確かですよ。であるならば、そこは見直しをする必要があるのではないですかということなんです。そこは御理解いただけますか。

○後藤課長 御趣旨はわかりました。

○中条主査 ですので、そういうことについて検討をしてくださいということをお願いすることは大丈夫ですよ。

○後藤課長 10月1日の民営化以降、国会でも何度も御議論が既になされておまして、いろいろなトラブルが起こっているのではないかと、サービス水準が低下しているのではないかと、現にトラブルも起こっているわけですが、それを民営化というものが一たん少なくとも大がかりに国民的な大きな経済負担も含めた中でなされたものですから、何とかそれをうまくランディングさせなければならぬということで、今もそれをや

るのに精一杯な状況なわけでありまして、また、一方で、後から出てきますユニバーサルサービスコストみたいな話に関しましても、動態的効率性と申しましたけれども、例えば、小包事業に関して、日通と郵便事業株式会社が提携して子会社化するとか、切り出すといったような大きなダイナミックな動きも出てきておりますので、そういった面で、ある程度足下の状況というものが非常にドラスチックに動いている部分もありますので、それをある程度のスパンで見えていかないと、中長期的な観点での検討が一気に法改正という形に行くのは、正直なところ難しいのかなとは思っています。

○中条主査 一気に法改正という話を申し上げているのではなくて、要するに、あり得べき姿というか、あるいは今の制度の下での矛盾というのをきちんとまずは見直す必要があるでしょうと。その中で、郵便とはなんぞやということも含めて、何をユニバーサルサービスと考えるのかといったようなことについて、結局そここのところの根っここのところが郵便法であり、信書便法というところに関わってくるのであるならば、それは今の法体系がおかしいのだったら、それはその先は改正するということもあり得るかもしれませんが、まずは、どうあるべきかという議論についてきちんと検討する必要があるんじゃないでしょうかということなのですよね。

郵便法上そのように定義されているという話や、信書便はこのように定義されているという話はちょっと置いて、本来どうあるべきかという議論をまずやる必要があるのではないかということなのです。そこができていないでしょうということなのです。そここのところを、できていないというよりも、現在の法律にとらわれてお考えになっているので、どうしても現在の法律の範囲内でそれにつじつまを合わせようと思われるので、むしろ大変なのではないかなと。だから、郵便というのは、要するに情報を提供するような手段の一つであると考えてしまえば、その範囲の中で議論をしていけばいい話だと思うのですよね。それと、現在の法律の体系との齟齬の話というのは、その後で考えればいい話じゃないですか。

だから、まずは私たちがお願いしている話は、ユニバーサルサービスというのは総務省としてはどのように定義をしておられるのかと。この一番最初にくる質問を前から何度もお尋ねしているということはそういうことなのですよね。本来こうあるべきなのだという議論がまずあって、それに対していろいろあることはわかります。現実の政治情勢であるとか、現在ある法律を改正して対応しなければいけないのか、それとも現在の法律のまま運用で対応できるというものももちろんあり得るわけですし、それはその次の話じゃないでしょうか。

○後藤課長 政策的なアプローチとして先生がおっしゃるやり方というか方法というのは非常に明解で、私もよく理解させていただけるところなのですが、何度か申し上げましたように、郵便法における郵便というのがどうも近代郵便制度以降、長い年月をかかって認知されてきていながら、かつ、それは郵便局が提供する、あるいは郵政省が提供する、あるいは国が提供すると言ってもよかったかもしれませんが、郵便のサービスという

こと以上の、精緻な枠組みというものが、あるいは構成要件みたいなものが定められた形で行われてこなかった。にもかかわらず国民は郵便のサービスというものに関しては、漠然とではありますけれども、認知をして認識をしてきた。そういう前提のもとで民営化の段階でも議論がなされて今日に至っているということが一つあるのと、一方で、民営化法の議決の際に、これも冒頭ちょっと申し上げましたけれども、国会の方から、立法府の方から、ユニバーサルサービスとしての郵便のサービス水準というものをこれからもきちっと守っていかなければいけないのだというような趣旨の、附帯決議も政府としてはいただいているところでありまして、確かに中長期的に、先生がおっしゃるようなアプローチで、郵便といたしますか、もはやその時点では郵便という用語を使う必要もないのかもしれませんが、この種の通信手段を提供するサービスというものについての枠組みというものについて検討するということが、選択肢としてはあるんだと思うんですけれども、正直申し上げて、現時点では非常に重たいお話であると感じます。

○中条主査 だけど、世の中が変わっているわけですから、それに対応して、物事、制度というのは変えていかなければいけないのではないですかね。昔は確かにそうだったのですよ。そうだったけれども、それは世の中が変わってきたから、いろいろな技術革新があったりすると物事は変わってくるわけですからね。同じ言葉について、昔の人が持っている概念と、今私たちが持っている概念は全然違うものというのはいっぱいあるのじゃないですか。

だから、そここのところを何度も申し上げるように、すぐに法律改正ということをお願いしているのではなくて、まずはきちんと根っここのところから議論をしていく必要があるんじゃないですかということをお願いしているのですよね。そこができませんと、ユニバーサルサービスの維持とか、ユニバーサルサービス基金とか、そういう話をするにしても、どういふところを対象にやっていたらいいのかという話が出てこないのですよね。郵便会社がやるものだけを郵便だという昔の概念で考えるのだったら、ユニバーサルサービス基金というのはあり得ないのですよね。1社ですからね。だけど、同じことを宅配業者はやっているわけですから、だったら、そういったところにも当然参加をしてもらおうというような形が本来のユニバーサルサービス基金の考え方になりますよね。

○後藤課長 済みません、揚げ足をとるようで申しわけないですが、宅配業者は信書は配っていないはずですので、そこで言いますと、小口貨物全体でユニバーサルサービスを考えるということ……。

○中条主査 いや、小口貨物も含めて、今度はユニバーサルサービスの定義の話になりますよ。ユニバーサルサービスというのは何かという話になって、信書だけをユニバーサルサービスと言うのかという話のときには、それは確かにミカン箱に入っている小口貨物はユニバーサルサービスではないですよと。そういうものは運ばない事業者はユニバーサルサービス基金に参加する必要はありませんよねという話になりますよね。だけれども、そうではなくて、過疎地域に市場価格以下で物や情報を配達して届けなければいけないと

いうものがユニバーサルサービスであるという定義で言えば、当然のことながら、宅配便業者が、小荷物というか、いわゆる宅配便を運んでいる事業者も当然対象にならざるを得ないという話になりますよね。そこは何をユニバーサルサービスの中に含めるかということによって変わってくるわけじゃないですか。

いわゆる信書便とおっしゃっている、要するに、はがき、手紙の類ですね。私たちが昔から認識しているはがき、手紙の類だけが信書便なのであるということであるならば、それはそれを運ばない事業者は考えなくていいという話になる。しかしながら、一方で、いろいろなサービスというのは共通費から成り立っていますから、宅配的なサービスをやっているところが当然信書に似たようなもの、例えばダイレクトメールとかをやった場合は信書ではないんですかね。

○後藤課長 なるものとならないものがあります。

○中条主査 よくわからないものがあるわけですね。

○後藤課長 チラシみたいなものだけであれば、ならない。

○中条主査 そういう類のものを運んでいるところがあって、そういう類のところはどうかという話が当然出てくる。そうすると、ユニバーサルサービスというのは何かということについてのきちんとした、何をユニバーサルサービスとして私たちは確保しなければ、維持していかなければいけないのかという議論をやらなければいけないですね。そのときに、郵便法をもとにして議論したって何の意味もないということです。だから、そのところについてきちんとして議論をまずは総務省さんでやっていただきたい、検討していただきたいということなのですよ。一番私たちがお願いしたいことはそういうことで、御質問しても答えが帰ってこないのだったら、それは中でもきちんと議論しておられないのかもしれないから、そこは議論をしていただきたいということをまずはお願いするということはよろしいですねという話です。

○後藤課長 御指示があれば、検討させていただくしかないかと。

○中条主査 私たちとしてもそんなすぐに答えを出してくれなどと、1週間、1カ月で出してくれなどということをお願いしているわけではないので、これは大事な話なので、時間をかけて検討していただいていると思うのですよね。その上でまたディスカッションさせていただいて、そういう考え方やおかしいじゃないかとか、それなら合理性があるねとか、そういう議論をさせていただくと。その中で、郵便法の改正という話は先の話に置いておいていいわけですから、本来あるべき姿というか、そこをぜひユニバーサルサービスに関して議論をしていただきたい。

要するに、ユニバーサルサービスの基本的な概念が決まれば、当然、ユニバーサルサービスを確保するということがなったときには、どういう形で確保するのが望ましいのかという議論もできます。それも必ずしも細かい具体的なところの話ではなくて、例えば、現在の郵便会社の内部補助という形でやるのが妥当であるのか、あるいはユニバーサルサービス基金というような方式を考えた方がいいのかどうかというところの議論まではやって

いただきたいということなのですね。これは私たちも一緒に考えていきますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

その中で、類似的な郵便のようなサービスとの競争条件の平等化ということはどういう形で確保していくのか。クリームスキミングがないような形にするにはどうしたらいいのか。逆に、競争相手になるようなところに対して不公正な競争にならないようにするにはどうしたらいいのか。そここのところの議論をやっていただけませんかということなのですよ。

○後藤課長 おっしゃる意味はよくわかります。

○中条主査 ですので、この後のところも会計制度だとか駐車規制という話では、そこから出てくる附帯的な、ある意味では細かい議論と言ってもいいかもしれない話なのですよ。駐車規制についての話は、国土交通省や警察庁がきちんと答えてくれているので、大体そちらの方で状況はわかっておりますけれども、どっちかというと瑣末的な話です。しかし、宅配便業者等々からすると瑣末的ではないかもしれませんが。ここはきちんとどちらかを優遇するということにならないようにすればいいだけの話ですから。だけど、どちらかを優遇するようにはいけないというときに、駐車規制みたいな話はわりと簡単に議論できるかもしれませんが、過疎地域のどこまで配達をするかという話になると、これは郵便の場合にユニバーサルサービスの維持という点では一番クリティカルな部分でありますから、そういうところはきちんとしたユニバーサルサービスについての考え方がないと、恐らく議論ができないだろうと思うのです。

EMSについても、これもここで質問させていただいていることについてのお答えが、ユニバーサルサービスという話が決まっていなくて、多分こちらが答えを聞いても、同じことをまたこちらから問いかけるということになってしまう可能性が十分あるんですよ。例えば、19番の質問については、どういうお答えを御用意いただいていますか。

○玉田室長 EMSの他の事業との会計分離の話でございますけれども、2つありまして、1つは、郵便法の世界です。もう一つは、郵便事業株式会社法の世界ですということなのですが、前段、郵便法の世界では、郵便業務全体を適正に運営していかなければいかんということで、郵便事業全体としての収支の状況を総務大臣に報告して公表しなさいということを求めているわけで、郵便を一体として扱っているわけですね。御案内のとおり、EMSは郵便条約、UPU条約に定める郵便業務の一部だということですので、一体として扱われることとなります。郵便事業会社法の場合も、いわゆる郵便とは別の、例えば物流通等の事業をやる場合に、それで郵便業務の遂行に支障を及ぼさないということを確保する観点で、郵便以外の目的外業務を行うような場合において、収支状況を公表しなさいということになっているわけですので、その場合でも郵便事業は一体として取り扱うということになっているわけですので、そういう意味では、EMSなり特定のサービスを郵便の中で分けてということではなくて、郵便を一体として取り扱うというのが法令の考え方だろうと思います。

○中条主査 だけど、EMSは、民間事業者とかなり競合している部分があるわけですね。

○玉田室長 例えば、これは一つの例ですけれども、EMSなりあるサービスを何か会計上分離してやっているという話はあまり聞かないのですけれども、むしろ、後にも出てきますけれども、例えば通関とかいうことでありますと、御案内だと思えますけれども、諸外国を見ましても、20万なら20万、30万なら30万という一定の金額で切った上で、それ以上は申告納税にしましょう、それ以下は賦課課税方式にしましょうという形で整理しておくことが非常に一般的なのかなと感じておるところでして、何か特定のサービスに目をつけて制度を分けているというのはあまり承知していないところでもあります。

○中条主査 そうなると、要するに、内容について分けるのは技術的に難しいので、金額でもって、小さいものは恐らく宅配便業者と競合しないであろうと。

○玉田室長 もともと郵便というのは、差出人が一方的に送ってくることが非常に多いわけです。多くは小口であったりするというところで、じゃ、いきなり何が送られてくるかもわからないけれども、海外から郵便が届きましたというときに、それをいきなり一般の受取人の方に申告してくださいというのなかなか難しいでしょうね。いわゆる郵便の特性と理解されてきたと思うのですけれども、いわゆるプロフェッショナルが輸入する商用貨物とは違う方法でも、それはやむを得ないですねということが理解されてきたんだろうと思ひまして、ただ、近年、そうはいつても、諸外国の扱いも見まして、一定程度申告納税を入れるとすれば、20万円を超えるものを送ってくる場合には、さすがに、こういうものを送りましたという話はあるでしょう。何が届くかはわかるでしょうということから、諸外国の状況を見ながら合わせてということでもありますので、特定のサービスで云々というよりは、利用の実態とか、運用のフィージビリティということも考えての対応でございます。

○中条主査 そこはわかりますけれども、じゃ、実態的にどうなっているのですか。20万円以上のものはどれぐらいを占めるのですか。そういうデータを用意してくださいよということを私たちはお願いしているわけじゃないですか。郵便が扱っているのは20万円以下のものが大部分であります、宅配便業者は20万円以上のものを扱うのが大部分です、ほとんど競合関係はありません、だから、そのところで切るのはオッケーですよということを説明していただければ、それは納得できる話ですよ。逆に、そうでないとなれば、それだったら20万円じゃおかしいじゃないですかという議論ができるわけで、そのデータも出していただけないと、我々は議論をしようもないじゃないですか。だから、データをきちんと提供して御回答いただきたいということをお願いしたわけですよ。

私の直感的には、フェデックスだとかそういったところが運んでいるものというのは、かなり書類をいっぱい運んでいるわけじゃないですか。私の原稿だってフェデックスですよ。外国へ出すときに。そんなものが20万円の価値があるわけがないじゃないですか。

そういったものがどんどん使われている中であって、私の印象としてはそういう軽いものも十分にこれは民間と競合している部分だという印象があるわけです。だから、そうじゃないのだと、それはそのように感じておられるかもしれないけれども、それは私が使っているのがたまたまそういうものなだけだから、そう思っているだけで、本当は違うんだよということをデータできちんと見せていただくとか、そういうことをやっていただきたいということなんです。そこから議論が始まるでしょうという話なのです。議論の始まりをするためのデータが何もなくて議論をしても、あまり実がありませんよねということなんです。

信書便の重量で区分するという点については、今、話はどのような状況になっているのですか。

○佐藤課長 たしか7月の末ごろに例の研究会の状況についてここで御説明をしまして、そのときには、10月ごろ中間報告が出るということでお話をしております、そのときに先生方からは、でしたら、それが出たところでその内容についてまた御説明をください、私も、そういたしましょうという話で終わっていたと思うんですけども、事務局の方にも申し上げたんですけども、来週の月曜日にその会合があって、恐らくその会で少なくとも中間報告の原案を御議論頂く予定です。なので、来週以降であれば、こういうのができましたというのをごらんいただけたらと思っています。

○中条主査 了解致しました。会合はどのような議論がありましたか。

○佐藤課長 会合で出ていた話としては、前から言っていますように、外から見て判断できない、わかりにくい、要するに、中身を見ないとわからないのでわかりにくい。言ってみれば、利用者等々の信頼に支えられた制度だろうというのは、それはそれで問題でもあるし、だからこそ、欧米では外形基準、重量基準できているんだろうと思います。でも、今、実際に日本にそのまま導入するとすると、メール便事業の実態もあるし、もしくは、そういう人たちに影響のないような重量基準、すごく軽いところで切る。2グラムとか3グラムとか。そうすると、そこまでいったのなら、重量基準の意味がないのではないかみたいな議論があって、反対論、賛成論、いろいろと見比べた上で、現時点での妥当な線では、なかなかそこに移行するのは難しいだろうということが今までの議論の流れですね。

○中条主査 であるとするならば、ユニバーサルサービスの意義という点については、どのように考えていくのですか。

○佐藤課長 そこについては、今まで研究会では議論を本格的にはしておりません。確かに6月ごろにいろいろ論点を整理したことがあるのですが、そのときには、ユニバーサルサービスの確保というのは論点としてあるねということになっているのですが、中間報告の時点ではそこまで話は至っておりません。今後やっていく課題として、来年の夏ぐらいが、最終報告をお願いしていますので、ということになるかと思っています。

○中条主査 その議論がないので、それでは議論できないから、とりあえず今の制度の

ままでいくという議論だと、それはわかるのですけれども、どっちの答えが出てくるにしたって、きちんとその前に論理的な議論は必要なんじゃないですかね。これは繰り返になりますけれどもね。

○佐藤課長 先生、前回もおっしゃっていたと思いますので、それは。

○中条主査 リザーブドエリアの研究報告書で、ユニバーサルサービスのコストに関する課題について研究を進める必要があるという記述があるのですけれども、この点に関しては、特に何らかの検討は総務省さんの中ではされているんですか。8番の質問ですけれども。

○後藤課長 私が承知している限り、特に申し上げられるような検討の成果というのはないかと思います。

○中条主査 ここは、こういう点も含めて検討をお願いしますということは、私たちは申し上げてもよろしいですね。

○後藤課長 リザーブドエリア研究会の報告書も改めて読んでみましたけれども、先生、何度もおっしゃっているユニバーサルサービス自体をどうとらえていくのかということが一つあるのと、それから、コストの把握というものをどういう範囲で、どういう形でやっていくのかということですね。これも非常に難しい部分が、多分技術的にも難しいし、考え方の整理として難しい部分があるのだらうと思いますので、会社側ともよくそういったところについては、窓口コストみたいなものを考えますと、郵便局会社というのができてしまいましたから、今度はそちらの方まである程度範囲を広げて議論といいますか、基礎的なところから議論を進めていかないといけないのかなとは思っております。

○中条主査 じゃ、まだこれからということですね。

○後藤課長 そうです。

○中条主査 そうすると、会計制度等については、今どうやっているのという質問です。

○後藤課長 今どうやっているかということに関して、これまた3年ほど前、私は日本郵政公社に出向しておりました、決算部長というポジションにおりました、要するに、財務諸表を作成する事務方の責任者をおったんですけれども、会計監査人ともよく議論をさせていただきましたが、ABC云々ということは、少なくともその時点ではやっておりませんでしたし、会計監査人との間でも議論したことはありませんでした。ですので、ここは公正取引委員会の方がどういうネタといいますか、情報をもとに書かれたのかはよくわからないところです。

○中条主査 これは、郵便会社に聞かないとだめということですか。

○後藤課長 日本郵政公社の段階で、ABCに関する研究はしておりました。ただ、それは、会計制度なり、あるいは管理会計のシステムとしてABCというものを採り入れるところまでは全く至っていなかったと思います。

○中条主査 これは、総務省の方としては、そういう会計制度についてでも何らかの規制というか、管理はしておられるわけですね。

○後藤課長 ここは一般の商法法人と同じです。

○中条主査 だから、一般商法に適していればそれでいいということであって、そうすると、ユニバーサルサービスを維持していくために、こういう会計をやりなさいとかという話は何も今はないということですか。

○後藤課長 今はですね。今後それが必要であれば、制度の見直しをして特定の会計報告を別に求めるということになるかと思います。

○中条主査 あと、24 番目なのですけれども、中国向けのEMSについて、30 キロから50 キロに引き上げるといふ報道がなされていますけれども、これは事実ですかという質問なのです。これはどうですか。

○玉田室長 この話は、私どもも報道では確認をしたのですけれども、実際、この業務に関して何らか郵便事業会社の方からこういう業務をやりたいという話があったわけでもございませんので、事実関係としては、正確なところは承知しておりません。

○中条主査 承知していないというのは、これはガセネタだという話ですか。

○玉田室長 でなくて、そういう報道があったということなのですけれども、要するに、これに関わるところの法的な措置の関係、届出、認可云々みたいな話の文脈で、我々にこういうサービスがやりたいという話があったわけではございませんので、具体的に何を考えているのかということでは我々も承知していないというのが実態です。

○中条主査 じゃ、50 キロに引き上げるといふことにはなったのですか。

○玉田室長 いえ、そういう話は聞いていません。

○中条主査 ほかの質問は、基本的に先ほど申し上げたようなことについてのいろいろなデータを示していただいて議論をしないと難しい部分ですので、今お話をこれ以上聞いてもいふところはあるのですが、こちらとしては、そういった点について御検討いただきたいということをお願いしたいと思います。それで、いろいろと郵政、あるいは国会、その関係がいろいろとあったので、お忙しかったのはしょうがないなと思いますので、今後きちんと質問に対してお答えいただくというか、そういう対応をお願いをしたい。そういう基本的な部分について、検討をしてくださいねというようなことを恐らく答申に書かせていただくということになると思いますので、その点はよろしく願いいたします。その中身が具体的にここまで書かれると困るといふ話があれば、それは交渉次第ではありますけれども、基本的には、一番根っこの部分について、まずは総務省さんとしてきちんと考え方を整理していただくということをやらないと、その先の議論ができないということになると思いますので、よろしく願いします。

そちらの方でもし御用意されている御回答があって、ここは話しておきたいということがありますでしょうか。

○後藤課長 せっかくおっしゃっていただいたので、駐車規制の話でありますけれども、一応御質問に関して会社の方に問合せをしまして、その結果だけ、口頭で申しわけございませんけれども、混載しないようにする等、駐車規制の対象とならないようにするよう

特別の措置を講じているのかという御質問でありますけれども、会社の方に聞いたところでは、特段そういった措置は講じていませんという回答でございました。

もしそうでない場合に、コスト増を生じたのかという質問がされてございますが、これについては、コインパーキングの法人契約であるとか、あるいは月極め駐車場をとって、そこから台車配達をするとか、あるいは場所、地域によってですけれども、2人乗り乗車といったオペレーションをとるといったことによって、数字は出てきていないのですけれども、コスト増というものは生じていると考えているという回答でございました。

○中条主査 混載しないようにするという対応をするのではなくて、混載はしているのだから、それは当然駐車規制の対象になるから、駐車違反にならないような対応をしているということですね。

○後藤課長 違反として摘発されてしまう可能性があるので、一定の対応をして、そのためのコストというものはあるという言い方でございます。

○中条主査 これは警察の方から、こういうことに関係なしに対応しているという御回答もいただいておりますので、ここは今のところ問題はないかなと思いますけれども。

ほかにはいかがでしょうか。

○後藤課長 あと、これは個人的な部分もあるのですが、その流れの中で、駐車規制の、これは荷物ではなくて、信書といいますか、一般の封書、はがきの部分でバイクで配達している部分があるわけですが、これに関しても、仮に小包同様に、もし駐車規制に対する特別の対応がなくなるということになりますと、今、二輪車の駐車規制が厳しくなったために、大分いろいろなところで問題が起こっているようでありまして、これは多分配達の特徴からいって、ちょっととめて郵便受けまで行って、また戻ってくるということを頻繁に繰り返す今のスタイルに対しては、非常な問題なのだろうと思います。仮にこの部分についても……。

○中条主査 駐車違反が厳しくなるということですか。

○後藤課長 はい。なります。

○中条主査 そのところは、バイク宅急便でもそれはオッケーということにならないと、公平な対応にはならないですね。

○後藤課長 質的にはおっしゃるとおりで、あとは量的、密度的に、毎日、恐らくかなりの箇所数、世帯の比率でいくと、郵便を配っているという頻度でどれぐらいの差が実質的にも大きな差と言えるのかというような御判断はあるのかなとは思いますが。

○中条主査 ここは2つまず論点がありまして、1つは、それは認められているのは、一方でリザーブドエリアがあって、そこで赤字のサービスを供給しているからなのだという論点での話が1つありますね。私はそこはリザーブドエリアを維持するためにまちの中で駐車禁止を回避するというやり方は非常に間接的で効果が薄いと思います。リザーブドエリアの確保は別のやり方でやるべきだという考えです。

もう一つは、駐車規制の考え方として、そういうものに対してどう対応するかという、

今度は駐車規制の効率性の話の論点があるわけですね。それはリザーブドエリアとは関係なしにです。ここのところは結構難しい話で、要するに、八百屋さんだってどこだって配達をするわけで、配達をして、ちょっとバイクを置いておいて、その間に駐車違反ということになると、これでは営業活動はできないじゃないかという話が当然あるわけですね。そういう議論と同じように考えて、基本的なものについては認めるのか認めないのか。その場合に、どういうバイクはオッケーで、どういうバイクはだめなのかという話は当然出てくるわけでありまして、そこのところは、これは警察の議論になるわけですね。警察がどういう考え方で駐車違反ということを取り締まっていくか。

それに対して、私たちは、郵便の話とは全く別途に駐車規制のことについても検討しておりまして、その中で機会があれば議論はしていくつもりではおります。

○後藤課長 特に申し上げたいとはその2点でございます。

○中条主査 それでは、今日は時間を調整して来ていただきまして、本当にありがとうございました。ぜひ今日申し上げた基本的な議論のところから、どのような結果になるのかは別としまして御検討をお願いしたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。